

こだわり滋賀ネットワーク規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本組織は、「こだわり滋賀ネットワーク」と称する。

(目 的)

第2条 本組織は、優れた自然環境や琵琶湖と共に存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進、および滋賀県農業の振興に寄与することを目的に設置する。

(活 動)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、生産者と消費者のきずなを深める次の活動を行う。

- (1) 滋賀の農業や食についての理解を促進するための啓発
- (2) 前号の活動を行うための人材育成および活動支援
- (3) その他、本組織の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(種 別)

第4条 本組織の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本組織の目的に賛同する個人および団体
- (2) 賛助会員 本組織の活動を賛助する個人および団体

(入 会)

第5条 入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

(正会員)

第6条 正会員は、別に定める会費を納入するものとする。

2 正会員は、本組織主催の諸事業に優先して参加できる。

(退 会)

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、会員が規約に違反したとき、本組織の名誉を傷つけたとき、目的に反する行為を行ったときは、除名することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

第3章 役 員

(種別および定員)

第9条 本組織は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監事 2名

(選任等)

第10条 会長は、滋賀県農業協同組合中央会の会長の職にある者をあてる。

- 2 副会長は、会長が任命するものとし、うち1名は滋賀県農政水産部長の職にあるものである。
- 3 監事および幹事は、正会員の中から役員会で選出し、会長が任命する。ただし、監事は監事以外の役職と相互に兼ねることができない。

(任期等)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で欠員を生じた場合、役員会で補欠役員を選出し、会長が任命する。補欠または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職 務)

第12条 会長は、本組織を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 幹事は、役員会を構成し、本組織に関する事項について決定する。
- 4 監事は、業務執行の状況を監査し、監査の結果、本組織の業務に関し不正の行為または規約に違反する重大な事実を発見した場合には、これを会長に報告する

(報 酬)

第13条 役員は無報酬とする。

第4章 役員会

(構成等)

第14条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。

- 2 会長は役員会に監事の出席を求めるものとする。
- 3 会長が必要と認める者を、オブザーバーとして参加させることができる。
- 4 会長は、顧問を委嘱できる。顧問は、本組織の運営に関し、意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) その他組織の運営に関する重要な事項

(開催)

第16条 役員会は、会長が招集し、毎事業年度1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合は臨時に開催できる。

(議長)

第17条 役員会の議長は、会長があたる。

(議決等)

第18条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、規約を変更するときは、出席役員の3分の2以上をもって可決する。

- 2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の役員を代理人として表決を委任できる。

第5章 企画運営委員会および支部組織

(企画運営委員会)

第19条 本組織に、具体的な活動の企画・運営を行う企画運営委員会を設置する。

- 2 企画運営委員は、会長が委嘱する。

(支部組織)

第20条 本組織に、地域での活動の企画・運営を行う支部組織を設置する。

第6章 会計

(会計)

第21条 本組織の活動に要する費用は、会費、負担金、補助金、協賛金、その他の収入をもつてあてる。

- 2 本組織の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雜則

(事務局)

第22条 事務局を滋賀県農政水産部および滋賀県農業協同組合中央会におく。

(その他)

第23条 規約に定めるもののほか、本組織の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成12年5月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成17年6月13日から施行する。

付 則

この規約は、平成20年5月2日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年4月13日から施行する。ただし、会費の徴収にかかる規定については平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。